ID:　85

担当部署:　企画部 国際文化推進室 国際文化推進課

処分の概要	特別観覧料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市立美術博物館条例　第6条
例規番号	平成2年条例第22号

【根拠条文】

（特別観覧料）

第6条　美術博物館に保管し、又は展示している美術博物館資料について学術研究等のために模写、模造及び撮影等をしようとする者は、市長の許可を受け、別表第2に定める額の特別観覧料を納めなければならない。

別表第2（第6条関係）

		特別観覧料（1点1日につき）	
熟覧			300円
模写、模造等			500円
撮影	モノクローム	学術研究を目的とする場合	200円
		出版等の収入が伴う場合	1,010円
	カラー	学術研究を目的とする場合	400円
		出版等の収入が伴う場合	2,030円

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和6年4月1日